

事務連絡

平成23年2月16日

内閣官房 情報公開法改正準備室
担当官殿

外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(案)」
について(質問)

2月14日付けで協議を頂いておりました標記法律案について、別添のとおり質問を提出いたしますので、よろしくお取りはからい願います。

なお、当省からの質問に対する貴室の回答によっては、再質問があり得ること、また、意見については貴課回答があるまで提出を留保させていただくことについて念のため申し添えます。

(了)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律改正案に関する質問

	関連する改正法案の条文	法令協議・照会(2月16日)	法令協議・回答
1	1条	「知る権利」とは何か。	
2	1条	現行法に記載のない「知る権利」について、改正法で言及した理由如何。	
3	1条	情報公開法における開示請求権について、今般の改正によってこれが「知る権利」を具体化したものであることを明確化することにより、現行法における開示請求権と比べて、請求権の内容・範囲に相違があるか。相違があるならば、具体的かつ詳細に説明願いたい。	
4	5条1号ハ	当該公務員の氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合は、常に「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合に該当するか。	
	5条1号ハ	第5条第1号ハの定める氏名の公開の対象となる、独立行政法人等の役員及び職員とは、独立行政法人通則法第18条及び第26条の定める役員及び職員を指すとの理解でよいか。	
6	5条3号	「相当な理由」を「十分な理由」に改める理由如何。	

7	5条3号	「相当な理由」を「十分な理由」に改める理由として、現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる由の指摘があるが、実際にどのようなケースがあったのか、複数例示ありたい。	
8	5条3号	「相当な理由」が「十分な理由」に変更することによって生じる解釈面・運用面での具体的な相違如何。「相当の理由」の場合には不開示事由に該当するが、「十分な理由」の場合には該当しない情報について、例示ありたい。	
9	5条3号	「相当な理由」が「十分な理由」に変更することによって生じる解釈面・運用面での具体的な相違が例示を伴って明らかにされない場合、個別の判断を行うにあたって混乱が生じるから、現行規定を維持すべきではないか。	
10	6条	有意性のない情報の不開示を認める規定を削除した理由如何。	
11	6条	当省保有文書のうち、電償は定型のフォーマットに印刷されているが、電報の本文を不開示にする場合に、フォーマットのみ開示しても請求者にとって有益とは考えられないことから、同フォーマットは不開示情報ではないが開示していない。当省が開示実施する文書のうち電償が占める割合は決して少なくないことから、有意性のない情報の不開示を認める規定を削除すると、行政庁にとっては部分開示実施手続きが煩雑化して行政コストが増大する一方、請求者は有意でない情報の開示のために開示実施手数料を支払うこととなり、双方にとって不利益のみが生じる。このため、例えば電償のフォーマットのような、有意性のない情報を不開示とすることについて、請求者が明示的に了承した場合には、これを不開示とする運用が認められると理解して良いか。	
12	6条	有意性のない情報の不開示を認める規定は、煩雑な部分開示手続きを抑制することで行政コストを削減するとともに迅速な開示の実施に資するものではないか。	
13	6条	これまでに、有意性の判断において行政庁の恣意性がはたらいて不当に不開示とされた情報があったケースは何件あったか。具体例を複数例示ありたい。	
14	6条	これまでに、有意性の判断において行政庁の恣意性がはたらいて不当に不開示とされた情報があったとすれば、本来、有意性の判断は客観的に決めるべきものとされている(総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」より)ことから、そのような情報の開示は、異議申立てや訴訟等の救済制度を通じて是正されていくことが適切ではないか。	
15	10条	開示決定期限を短縮する理由如何。	
16	10条	現状でも、30日の期限に拘わらず可能な限り早期の開示決定に努めているところであるから、決定期間を短縮しても、追加的な人的資源の投入がない限り実質的な開示決定期限の短縮にはつながらないのではないか。	
17	10条	情報公開業務を担当する各省庁の職員の増員なくしてより迅速な開示決定が行えるような手法・体制につき想定しているところを、具体的かつ詳細に教示願いたい。	

18	10条	開示決定期限が短縮されることにより、開示・不開示判断を簡略化すること(開示・不開示の判断に時間を要する場合には不開示とする、開示部分と不開示部分の区分に時間を要する場合に全体を不開示とする等)は認められるか。また、判断期間の短縮化を図った結果、不開示とすべき情報を誤って開示してしまった場合に、行政庁の責任が、現行法よりも軽減されることはあるか。
19	10条	開示決定期限の短縮は期限延長案件の増加をもたらすため、延長通知の発送等の人的・財政的な行政コストを増大させるのではないか。
20	10条	短縮後の開示決定期限が14日である具体的理由如何。
21	10条	地方公共団体における開示対象文書の類型を教示願いたい。この内、機械的な審査が可能なものはどの程度を占め、政治的・専門的・技術的判断を要するものはどの程度を占めるのか。
	10条	国家が保有する情報は、不開示該当性を判断するにあたり、国家安全保障等の高度に政治的又は専門的・技術的な判断を要する場合があるので、地方公共団体に比して審査に長期の期間を必要とするのではないか。
23	10条	G7諸国(英、米、仏、加、伊、独)における開示期限との比較で、短い期限となっているのではないか。これら諸国と比較して短い期限を設定する理由を具体的に教示願いたい。
24	10条	地方のほか、韓国の例も参考にしたとのことだが、G7の例ではなく、韓国の例を参照した理由如何。
25	10条	韓国の場合は、日本と比べて情報公開対象が狭い、判断の困難な案件が少ない等の事情があるか。
26	10条1項	条文に変更がないことから、延長要件は、現行法と同様と理解して良いか。
27	10条3項	みなし規定を設ける理由如何。
28	11条1項	条文に変更がないことから、延長要件は、現行法と同様と理解して良いか。同様でない場合、条文に変更がないにも拘わらず要件が変更されたと解釈できる根拠を示した上で、新たな要件について明示ありたい。(回答の内容によっては、関連して新たな質問を行う権利を留保する)
29	11条1項 2号	「認められる」の意味は何か。「要すると認められる期間」と「要する期間」の相違如何。

30	11条3項	みなし規定を設けることにより、請求者のどのような権利が救済されることになるのか。	
31	11条3項	開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合にはみなし規定を適用することができることとする理由如何。	
32	11条3項	開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合にはみなし規定を適用することができることとするにより、請求者のどのような権利の救済を目的としているのか。	
33	16条	請求手数料を無料化する理由如何。	
34	16条	請求手数料の無料化は、受益者負担の原則に反するのではないか。	
35	16条	商業目的の場合には請求手数料を徴収することとする理由如何。	
36	16条	開示請求権制度は「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものと位置づけられるのであれば、自らの事業等にとって利益を得ることを目的とした請求は、情報公開制度で保護される権利に含まれず、そもそも行政機関が開示に応じる義務がないのではないのか。	
37	16条	商業的目的のための請求であっても情報公開制度で保護される権利であるとする場合、「国民の知る権利」を具体化した同様の権利を行使しているにもかかわらず、目的によって支払うべき手数料が異なることとなるのは、公平性を欠くのではないのか。	

38	16条	16条1項1～3号に該当する請求者であるかどうかを判断する具体的方法如何。	
39	16条	16条1項1～3号への該当性に関し、行政機関は、請求者の自己申告を超えて調査を行う義務があるか。	
40	16条	16条1項1～3号に該当することを隠蔽して請求を行った請求者に対して罰則はあるか。	
	16条	16条1項1～3号に該当する請求者であるかどうかの判断を自己申告のみによって行い、虚偽の申告に罰則が設けられていないとすると、実態と異なる開示請求が多発することが想定されるが、そうした事態を避け、本規定を制定した趣旨を満たさせるだけの適切な実施を担保するための方法如何。	
42	16条	請求手数料の無料化は、情報公開法の趣旨を逸脱した請求や安易な請求の増加を招き、無用な行政コスト増やその他の請求者に対する行政サービスの低下をもたらすことが予想されるため、これらの請求を招かない仕組みが必要ではないか。	
43	16条	16条1項1～3号に該当する請求者による請求以外の請求への対応に応じて発生する行政コストは全て税金で賄われることになるのだから、原則として手数料を無料化するのであれば、同時に開示請求者の範囲に一定の制限を設けるべきではないか(そうでなければ、他国政府や過激主義団体等による、情報公開法の目的に全く合致しない趣旨の請求についても、政府がそれと気付かず税金を投じて開示決定を行うことになってしまう)。	
44	16条	16条1項1～3号に該当する請求者が支払う開示請求手数料はいくらになるか。自らの事業等にとって利益を得るための開示請求であるなら、手数料は現行(300円)より大幅に増加すべきではないか。	
45	16条1項2号	「営利を目的とする事業」の定義如何。	
46	16条	請求者はいつ「送付に要する費用」を納付する必要があるか。	
47	16条	「送付に要する費用」が納付されない場合、行政機関は第9条第1項若しくは第2項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を行う必要がないと理解して良いか。	
48	16条	「送付に要する費用」が納付されない場合、行政機関が通知を行う方法如何。	

49	16条	「送付に要する費用」を納付しない限り開示決定等の通知を郵送しないこととすると、瑕疵により意図せず「送付に要する費用」の納付を怠った請求者には自動的に開示決定等の通知が送付されないこととなり、行政サービスの低下につながるのではないか。	
50	16条	開示請求への対応過程では、開示決定等の通知以外にも、補正依頼や延長通知等、請求者に対して郵送で連絡しているものがあるが、このうち、開示決定等の通知のみ郵送料を請求者の負担とする理由如何。補正依頼等、請求者の事情により必要となる連絡については、開示決定等の通知と同様に、請求者が負担すべきではないか。	
51	21条	行政機関の長が、情報公開・個人情報保護審査会の答申に沿った採決・決定を行う場合であっても、常に内閣総理大臣の同意を取り付けることを義務付ける理由如何。	
52	21条	本規定の導入により、行政機関の長の最終判断権が制限されるのか。	
53	21条2項, 3項	行政機関の長が2項の内閣総理大臣の要求を受け入れがたい時は、どのように調整されるのか。	
54	21条	本規定の導入により、審査会の意義・役割が消滅又は減退するのではないか。	
55	21条	審査会及び行政機関の長が不開示妥当としつつ、内閣総理大臣がそれに同意しない場合として、どのような事案が想定されるか。	
56	21条	審査会が行政機関の長の判断を妥当と答申し、かつ、行政機関の長が第7条を適用する必要がないと判断しているにも拘わらず、なお、内閣総理大臣が、第7条の適用を必要と判断する場合は、具体的にどのような場合か。その場合に、不開示にすることによって保護される利益を損なっても良いと判断する理由、高度に政策的又は専門的・技術的判断に基づき第7条の適用を不要と結論づけた行政機関の長の判断を覆してもよいと判断できる理由についても言及ありたい。	
57	21条	内閣総理大臣の同意を得ることとした場合に、第7条に基づく裁量的開示が現状より増加すると考える具体的な根拠如何。過去に行政機関の長が裁量的開示を不要と判断したが、内閣総理大臣に同意を求めていたら同意を得られなかっただろうと強く推定される案件は何件あるか。最低でも具体例を5件程度は例示ありたい。	
58	23条	「必要があると認めるとき」とはどのような場合か。	

59	24条	インカメラ審査の導入と憲法82条との関係如何(民事におけるインカメラ審査は証拠に採用するか否かの判断にあたって用いられるものであって、証拠として採用される文書等について用いられるものではないので、同82条との関係は問題にならないと理解している)。	
60	24条	「その他の事情」にはどのような事情が含まれるか。「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」は常に含まれると理解して良いか。	
61	24条	「特に必要があると認めるとき」とはどのような場合か。「必要があると認めるとき」との相違如何。	
62	24条	裁判所が「特に必要があると認める」かどうかを判断するにあたり、行政機関は意見を述べる機会が保障されているか。	
63	24条	被告は、弁論期日外証拠調べに立ち会う際等、原告及び一般に公開されない形で、裁判官に対し、不開示とすべき理由について説明する機会が与えられるか。	
64	24条	裁判官に課される守秘義務如何。罰則はあるか。	
65	24条	裁判官には、退職した後も守秘義務が課されるのか。	
66	24条	インカメラ文書に特別管理秘密が含まれている場合、裁判官はクリアランスを受ける義務があるか。	
67	24条	インカメラ文書の内容を知るおそれのある裁判所職員(書記官等)にはどのような守秘義務が課されているか。	
68	24条	インカメラ審査の導入に伴い、裁判官(及び要すればインカメラ文書を取り扱うその他の裁判所職員)の守秘義務を強化すべきではないか。	
69	25条1項5号	改正案第25条第1項第5号にいう「基礎的な情報」として政令に定めることを想定している内容如何。可能な限り網羅的かつ具体的に提示願いたい。	
70	25条1項5号	同号に定める情報を、当該法人ではなく、行政機関の長によって提供せしめる理由如何。	

71	全般	<p>開示請求手数料の原則無料化により見込まれる請求増、開示決定期限の短縮により見込まれる延長手続きの増加に伴う事務負担増、予納制度の導入に伴う請求者との追加的な手数料のやりとり(追徴、返還)、異議申立てに対する決定を行う際の内閣総理大臣の同意の取り付け等、行政コストの増加が見込まれることから、人員上の手当をしないのであれば、開示決定期限の短縮にも拘わらず、結果的に一件あたりの開示決定手続きに要する期間は増加するのではないか。</p>	
72	全般	<p>人的資源を強化せずに開示決定を迅速化させることには限界がある。今後、情報公開専門担当官の配置のための定員増等を検討していく予定はあるか。</p>	

平成 23 年 2 月 16 日
国際協力局政策課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案に係る
質問及び意見

標記について、以下のとおり質問事項及び意見を提出致します。

なお、貴省回答によっては再質問及び追加意見を提出する権利を留保します。

質問

1. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律案（第 1 条関係）

（1）第 5 条第 1 号ハ

第 5 条第 1 号ハの定める氏名の公開の対象となる、独立行政法人等の役員及び職員とは、独立行政法人通則法第 18 条及び第 26 条の定める役員及び職員を指すとの理解でよいか。

（2）第 25 条第 1 項

改正案第 25 条第 1 項第 5 号にいう「基礎的な情報」として政令に定めることを想定している内容如何。可能な限り網羅的かつ具体的に提示願いたい。

また、同号に定める情報を、当該法人ではなく、行政機関の長によって提供せしめる理由如何。

2. 独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律の一部を改正する法律案（第 2 条関係）

（1）第 5 条第 1 号ハ

第 5 条第 1 号ハの定める氏名の公開の対象となる、独立行政法人等の役員及び職員とは、独立行政法人通則法第 18 条及び第 26 条の定める役員及び職員を指すとの理解でよいか。

（2）第 17 条第 1 項

第 17 条第 1 項の趣旨は営利を目的とする法人及び個人以外は開示請求に係る手数料を無料とする趣旨と理解するが、同項第 1 号の政令で定める法人等には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定める一般財団法人及び一般社団法人、大学法人、独立行政法人（国立大学法人を含む）は含まれるか。また、第 2 号の個人事業主に、弁護士、公認会計士、税理士等の個人で事業を行う専門職、いわゆるフリーランスの報道関係者は含まれるか、教示願いたい。

また、独立行政法人にて、請求者に対する身分及び開示目的の情報提供及び認定の手続の詳細について如何。

意見

本法律等（独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律の一部を改正する法律案を含む）の施行に関する政令及び内閣府令についても、可能な限り事前の協議乃至事前の情報提供を願いたい。

以 上